

かごしまSDG s 推進パートナー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、SDG s の理念を踏まえ、SDG s の推進に取り組む企業及びその他団体（以下「企業等」という。）を「かごしまSDG s 推進パートナー」（以下「推進パートナー」という。）として登録するために、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 推進パートナーへの登録については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 鹿児島市内に事業所又は営業所を有する企業等であること
- (2) SDG s の推進に取り組んでいること
- (3) 地域課題の解決に向けた取組や市民等への普及啓発など、SDG s のさらなる推進に取り組む意欲があること
- (4) 目指しているSDG s のゴールが明確であること

(申請)

第3条 推進パートナーとして登録を希望する企業等は、「かごしまSDG s 推進パートナー 申出書」（様式第1）を市長に提出するものとする。

2 登録にあたり、市は必要に応じ企業等に説明又は追加書類の提出を求めることができる。

(登録の変更)

第4条 登録内容に変更が生じた場合は、新たに様式第1を市長へ提出し、登録情報の変更を行うことができる。

(登録証の交付)

第5条 市長は第3条第1項の規定により様式第1の提出を受けた場合は、第2条に規定する要件に適合することを確認し、「かごしまSDG s 推進パートナー登録証」（様式第2）（以下「登録証」という。）を交付することとする。

(登録期間)

第6条 推進パートナーの登録期間は、登録証の記載日から当該年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日の1ヵ月前までに推進パートナーから登録取消の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(取組状況等の報告)

第7条 推進パートナーは、年度ごとに取組状況等を市に報告するものとする。

(登録の取り消し)

第8条 登録を取り消す場合、「かごしまSDGs推進パートナー登録取消届」（様式第3）を市長へ提出するものとする。

（禁止事項）

第9条 次の事項に該当する場合は、登録しない又は登録を取り消すことができる。

- (1) 推進パートナーとしてのイメージを損なう又は正しい理解の妨げとなる活動
- (2) 特定の政治・思想・宗教等の啓発を目的とした活動
- (3) 法令や公序良俗に反する活動
- (4) 市税等の滞納
- (5) 「鹿児島市暴力団排除条例」に反する活動

（情報の公表）

第10条 本事業の目的を達するために必要な情報の公表については、推進パートナー及び市の双方が自由に行うことができるものとする。

2 前項の公表の実施に当たっては、相手方に対して公表する内容等を事前に通知するものとする。

（本制度の所管）

第11条 本制度に関する事務は鹿児島市企画財政局企画部政策企画課が所管する。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に、改正前のかごしまSDGs推進パートナー制度実施要領に規定する様式により作成された書類は、改正後のかごしまSDGs推進パートナー制度実施要領に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に、改正前のかごしまSDGs推進パートナー制度実施要領に規定

する様式により作成された書類は、改正後のかごしまSDGs推進パートナー制度実施要領に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に、改正前のかごしまSDGs推進パートナー制度実施要領に規定する様式により作成された書類は、改正後のかごしまSDGs推進パートナー制度実施要領に規定する様式により作成された書類とみなす。